

腸胃

専門 内科
十二指
腸虫病

梅毒

専門 婦人病
淋病
皮膚病

院病村松 町南平
電話七〇一

霜降小倉 學生服大特賣

小學用

- 六七歳位 一、一〇〇
- 八九歳位 一、二〇〇
- 十歳位 一、三〇〇
- 十一二歳位 一、四〇〇
- 十三四歳位 一、五〇〇

中學用
二圓二十錢ヨリ各種
なかや洋服店
平丁目(電二〇三)

皆様！ 日本新入景に 新舞子を

時計と蓄音器は
會田時計店
を宣傳願います
電話三六三番



本邦噴霧器界の權威

舶來品に優る堅牢無比

牛田式噴霧器各種

理化學研 果樹蔬菜消毒藥
究所新製 ネオトロン 原藥

新入荷 石灰窒素肥料
ネオトロン、石 平町二丁目
灰窒素說明書御 申越次第進呈

西村屋藥舖
電話三番

道 印半天專門

優秀品の証明
草野染工場
電話三四八番
磐城 平町

◎徒弟入用
徒弟契約ニ付テハ年明キニ 際シ有利ニ御相談申上候

販賣員募集

敷島のヒヨケ如何にと人どわば
朝日夕日雨にも便利なる
ヒヨケ、シート、テント

敷島ヒヨケ店
磐城平町白銀町九

生徒募集

和洋結髪 平町四間町
美顔術 水野化粧院
衣裳着付 電話五二五番

泌尿婦人科皮梅毒科

外科 阿部醫院
平町字新川町電話六一五番

公告

舊中學校地内

- 一、木造瓦葺平家古校舎一棟 三四五坪
- 一、木造トタン葺平家 銃器室一棟 二四坪
- 一、木造瓦葺二階建 寄宿舎一棟 二五六坪
- 一、木造瓦葺平家 食堂一棟 九〇坪
- 一、木造トタン葺平家 廊下一棟 一一坪
- 一、木造瓦葺平家 便所三棟 二五坪

右建物競争入札の方法を以て公賣に附す買受希望の者は左記事項及建物熟覽の上入札書を當役場へ差出されし

記

- 一、入札開札の場所 平町役場
- 一、入札の日時 昭和二年六月三日 午前十一時
- 一、開札の日時 全年六月三日正午
- 一、入札保證金 各自見込額の百分の五以上現金又は有價證券を以て本町収入役に納付し其受領書を添付すること
- 一、入札最低價格に達せざる時は再入札を行ふ
- 一、落札者は落札決定の日より五日以内に代金を納付する事

右公告す
昭和二年六月一日
平町役場

常盤口新聞

日刊 發行兼編輯人 川崎文治
本社 同前地 (電話六三〇番)
印刷所 常磐毎日印刷所

定価 一月五圓 三月十五圓 半年三十圓 一年六十圓
廣告 第一行五錢 第二行四錢 第三行三錢 第四行二錢 第五行一錢
印刷 每日新聞社
電話六三〇番

六月二日夕刊


新時代思潮の傾向(五)

布川靜淵

宗教制度の旺盛を極めたる時代は、教會關係者全權を握り、羅馬法皇は帝王の上に位し、一切を舉げて支配したのである。而して經濟制度的盛んなるや貴族、軍人、官僚の跋扈甚だしく政權獲得者のみ全盛を極めたのである。而して經濟制度の盛んなる現代は資本階級有産者のみ人間らしく無産者は之に反してドンドン底生活に沈淪し、政治、教育、宗

教を始め一切の事物が商業化され、人間も商品視せられ金權のみ獨り萬能力を有するのである。今日の經濟化時代に棲息するものは封建武士が金錢を手にするを穢はしと爲し等を以て掃き出せる如き心理は不思議と感ずる外なからう政治制度の全盛を夢みる時代後には依然官尊民卑の舊習を持するも政黨者流は現に政商の左右する所なるに氣付かば金權の偉力を謳歌せずには居られぬであらう。現代の神は即ち資本である、教會も國家も無産なれば滅亡する資本といふ神の前には何者と雖も平伏せざるを得ない。

(つづく)



大瀧問題行政訴訟判決文

裁判宣告書

(原告) 福島縣石城郡平町 伏見彦衛
 右代表者平町長 田宙造
 右訴訟代理人辯護士 山根篤
 (被告) 福島縣知事 伊東喜八郎
 右訴訟代理人地方技師 井九郎
 地方事務官 里見富次
 (参加人)
 福島縣石城郡好間村大字北好間
 小田炭礦株式會社
 右代表者取締役 小田吉次
 右訴訟代理人辯護士 股洪清
 中澤喜一

右當事者間の大正十三年第一〇二號水利使用に關する許可取消の訴審理判決すること左の如し

原告の請求相立たす
 訴訟費用は原告の負擔とす

原告が取消を求むる大正十三年四月二十六日附福島縣指令土第三八〇一號には「大正十一年十一月五日附申請好間川筋水利使用に關する計畫變更並に工事施行件左記條件を附し許可す」とあり其の條件第二號には「使用水量は毎秒時七十立方尺以内とす但し取水口及放水口間に現在せる用水路に引入れつゝある必要水量並に魚族の棲息湖上に必要なる水量を分流することを要す」とあるを以て本件許可によりて参加人が好間川より引水し得る水量は毎秒七十立方尺を超ゆることなきは勿論其の取水口と放水口との間に於て本件許可の當

管理上支障なきことを容認し之を許可したるに止まり營造物の管理權を有する者に對し相當の手續を履行することなくして直ちに其の工事を實行するの權利を参加人に附與したるものと解すべきにあらざるが故に假令原告は其の主張する營造物管理權を上野原江筋に對して有すとすも本件工事施行の許可によりて直ちに原告の權利が害せらるることを得ず而して原告引用の判例は他の營造物たる用水路の附換並に架橋工事を施行するの權利を第三者に與へたる地方長官の處分に對する事件の判例なるを以て本件の例となすに足らず要するに本件被告の處分は原告の權利を侵害するものとすべきにあらざるを以て主文の如く判決す

原告申立の要旨は原告は大正六年三月九日水道布設の認可を受けると共に水源地福島縣石城郡好間村大字上好間字大畑西北好間川より必要水量引水の許可を受け上野原江筋(俗稱大瀧江筋)委員と協定し全江筋の好間川取入口より原告の用水分水引用地點たる熊崎(又ハ熊け崎)に至る約二百六十間の間全江筋水路を原告の水運用水路として使用し上水を平町住民に供給し居る所被告は大正十三年四月二十六日に至り先に大正十一年七月十八日参加人小田炭礦株式會社に與へたる發

電の爲めにする好間川筋水利使用の許可に對し計畫の一部變更並に工事施行を全會社に許可したり而して此の變更計畫によれば参加人の發電用の好間川取水口は從來と全く福島縣石城郡箕輪村大字神小屋字小畑に番地なるも放水口は原告の水道用水取入口の上流にありし從前の計畫に反し其の下流に當ることなるを以て好間川の流量を減少すること勿論なり参加人に對する本件の許可には被告主張の如き條件附しありと雖も参加人が被告に提出したる好間川發電水力水路事實計畫書説明書によれば最小三十五個の取水を許可したること明かなり然るに参加人取水口の上流約三丁の所に存する遞信省好間川大瀧測水所に於て大正八年一月より全十一年十月に至る前後四十六ヶ月に亘り測水したる結果に徴するときは全川の流量四十六個以下の場合實に十一回の多きに上り甚だしきは三十五個及び二十四個と云ふが如き濁水状態あり且前記計畫説明書には上野原江筋の必要水量を十個と認めたるものとすべく從て参加人が上野原江筋の爲め好間川を流下せしむべき十個の水を以てして全江筋の灌漑用水量十一個五九をだに充たし得ざるは勿論原告は一滴の上水をも取水し得ざるに至るべし斯くの如く参加人の取水口及放水口間に於ける好間川

(二面より)
 的掘削にして用水路として極めて不完全のものなれば水道布設に際し原告は金四千四百七十六圓餘の費用を投じ堰堤を改築し水路を修築し爾來原告は自己の欲する所に從ひ改修を加へ堤塘の如きは大部分涵止コンクリート工事を施し甲第一號證契約當事者は好間川の取水口より熊崎に至る用水路を原告に於て管理維上野原江筋組合は之れが管理維持に關與せざることを定め從て江筋の管理維持は原告の義務なると同時に其の權利にして右水路は原告の營造物たること勿論なれば

なり依つて被告が大正十三年四月二十六日福島縣指令土第三八〇一號を以て小田炭礦株式會社に與へたる好間川筋水利使用に關する計畫變更並に工事施行の許可は之を取消す訴訟費用は被告の負擔とすとの判決を求むと云ふにありて營造物に關する權利侵害の點に關し明治四十五年第五百二十五號事件に對する大正三年七月二十九日宣告の判決を引用したり
 被告答辯の要旨は原告が大正六年三月九日水道布設の認可を受け水源地を好間川に定め以て所用水量を引用しつゝあるの事實及原告申立の許可を参加人に與へたること並に其の結果として参加人の發電用水路の放水口の位置が原告の上水道取水口の下方となることは認め然れども原告が好間川の流水引用の許可を受けたることなきを以て原告は好間川の流水引用の水利權を有するものにあらざる本件被告の與へたる許可には「使用水量は毎秒時七十五立方尺以内とす但し取水口及放水口間に現在せる用水路に引入れつゝある必要水量並に魚族の棲息湖上に必要なる水量を分流することを要す」との條件附しありて参加人は其の條件の範圍内

の流量は屢々十個内外に激減するのみならず内五個は神小屋用水路を経由して原告水道水源の上流に於て好間川に合流するものなるの結果果流水の水勢減退し流水の振盪作用に依る淨水作用著しく減殺せらるゝのみならず神小屋用水路の水は一且水田約十六町歩を灌漑し來り又十數約二十人の下水を混水するものなれば本來水道用水に適せざるものなり而して右悪水は從前に在りて好間川本流に流水したる爲め水量の關係上好間川の流水を悪化すること少かりしも本件許可に依り右悪水は原告水道用水路に入り其の流水の殆ど半を占むることとなり前記淨水作用の激減と相俟つて原告の水道用水を著しく悪化するものとす加之好間川の流量を参加人の任意の調節に左右せられ水道水の供給に不安を生ずるに至る、斯の如く本件許可は原告の水利權を侵害すること明かなり尙又参加人に施行を許せられたる工事中には上野原江筋の取水口の構造を改造するに關する權利を侵害するものたり蓋し原告は上野原江筋取水口より下流熊崎分水點に至る間は水道水路として上野原江筋の用水路を使用するものなりと雖も之を從來の儘にて使用するにあらず上野原江筋は原始

(三面に續く)

募集

文藝其他投稿を募集します
 上より見て在り得べからざるものとす從て神小屋水田の灌漑水が原告の水道用水路に入り水道用水を著しく悪化するものと認むるを得

に對し事實灌漑に供せらるゝ水量は五個の内僅に一個内外にして他の殘水は或は地表より或は地下を滲透して好間川本流と合するものなること從來と何等異なることなき加之灌漑に供せられたる約一個の水は猥りに溢流せしむるが如きは經濟